

## 導入促進基本計画

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

八幡平市の製造業においては、事業所数、従業者数、製造品出荷額等が最も多い食料品製造業をはじめ、生産用機械器具製造業、木材・木製品製造業など幅広い産業が集積する県内屈指の「ものづくりのまち」である。

八幡平市の人口は、長く減少傾向が続いており、2000年以降は減少が加速化している。国立社会保障・人口問題研究所の推計では、2015年の人口26,355人が、2045年には12,574人と、2015年の人口の52%程度に落ち込むものと想定されている。

市内企業の大多数を占める中小企業では、少子高齢化が進展し生産年齢人口が減少する中、「人手不足」に直面しており、人材の確保・定着や労働生産性の向上を図ることが経営上の大きな課題となっている。

こうした状況に鑑み、市内中小企業における、より生産性の高い設備等の導入・更新を促進することにより、深刻化する人材不足への対応のみならず、経営基盤の強化、競争力の強化につなげていくことが必要である。

#### (2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、中小企業を取り巻く少子高齢化や人手不足などの厳しい環境を乗り越え、中小企業の設備を生産性の高いものへと一新させ、更なる経済発展を目指す。これを実現するための目標として、計画期間中に5件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

#### (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画の認定を受けた事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう）が年率3%以上向上することを目標とする。

### 2 先端設備等の種類

八幡平市の産業は、製造業、農林水産業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が八幡平市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において定める先端設備等の種類については、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項で規定する先端設備等の全てとする。

### 3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

#### (1) 対象地域

八幡平市の産業は、市の中心部から山間部へと広域に立地している。八幡平市内全域において、幅広く中小企業の生産性向上の実現に向けた取組を促すため、本計画の対象区域は八幡平市内全域とする。

#### (2) 対象業種・事業

八幡平市の産業は、製造業、農林水産業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が八幡平市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。ただし、観光資源である景観や自然環境の保全が必要であること、市内の日常的な雇用に結びつくことが少ないことから、売電を目的とした太陽光発電事業は令和6年4月1日より認定の対象外とする。

### 4 計画期間

#### (1) 導入促進基本計画の計画期間

2年間とする。(令和5年4月1日～令和7年3月31日)

#### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

### 5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ①人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない。
- ②公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては、先端設備等導入計画の認定の対象としない。
- ③市区町村税を滞納している者については、先端設備等導入計画の認定の対象としない。